

Title	十四、十五世紀フィレンツェにおける司教選出とその法規定
Sub Title	Elezione vescovile in rapporto a una legge comunale in Firenze fra '300 e '400
Author	三森, のぞみ(Mitsumori, Nozomi)
Publisher	三田史学会
Publication year	1995
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.65, No.1/2 (1995. 10) ,p.77- 108
JaLC DOI	
Abstract	Nei rapporti complessi fra Firenze e il Papato, si considera che il vescovo sia uno dei punti di intersezione piu importanti nella sua funzione intermediaria. Nei corso del '300, il Papato avignonese, realizzando l'accentramento dell'amministrazione ecclesiastica, interveniva fortemente nell'elezione vescovile e riusciva a nominare persone di sua fiducia al vescovado. Pure, quando Firenze passo un momento cruciale di transizione da Citta comunale a Stato regionale con una rapida espansione territoriale e la formazione del regime oligarchico nei decenni attorno al 1400, la sua nuova esigenza politica di consolidare il dominio sovrano e di creare un nuovo sistema centralizzato e autoritario la indusse, favorita anche dallo svincolamento dal Guelfismo dopo la Guerra degli Otto Santi e lo Scisma, a effettuare un controllo organico delle istituzioni ecclesiastiche nei territorio e a interessarsi piu attivamente alia designazione vescovile. Il mutamento della posizione vescovile nell'ambito politico fiorentino si puo cogliere nelle differenti formulazioni di una legge comunale che proibisce ai fiorentini di assumere la carica di vescovi di Firenze e Fiesole. Nella prima apparizione a noi nota nello Statute del Capitano del Popolo del 1322, la legge ebbe evidente carattere antimagnatizio; essa fu ripresa in una Provvisione del 1375 diretta in mode specifico contro gli Arciguelfi, ed infine sopravvisse per tradizione comunale nello Statute del 1415. Con i Medici, il regime cerco di controllare la designazione vescovile in maniera sempre pill palese e di creare un vescovo ad esso fedele, approvando la sospensione provvisoria della legge in questione nei 1435 e 1439; la legge fu cancellata nei 1444 e l'abrogazione rimase definitiva nei 1447. Pure fra tante difficolta e conflitti, il regime mediceo porto al culmine la sua dominazione sui benefici ecclesiastici nei territorio all'epoca di Lorenzo il Magnifico.
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19951000-0077

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

十四、十五世紀フィレンツェにおける司教選出とその法規定

三 森 のぞみ

一 はじめに

一三二二年七月、フィレンツェ司教アントニオ・デッリ・オルシが死去した。⁽¹⁾オルシは、フィレンツェ司教座聖堂参事会大司祭から教皇ボニファティウス八世付き司祭となつた後、教皇の様々な外交任務をこなし、教会政治家として広く活躍した人物で、一二三〇一年ボニファティウスによつてフィエーゾレ司教に任命され、一三〇九年に教皇クレメンス五世の命でフィレンツェ司教座へ転出した。司教憲章を發布する等フィレンツェ教会の改革に取り組んだ反面、豪華を好んだ生活によつて司教座の財政を破綻させ、死後、教皇からの貸付金を巡る裁判に掛けられた。オルシは、従来司教職を占めてきた古い貴族層ではなくフィレンツェ新興市民層の出身であり、

教皇の権力を抛り所に自らの地位を築いた人物であつたが、司教区で君主のように振る舞うことのできた最後の司教であり、皇帝ハインリッヒ七世の軍隊がフィレンツェを攻囲した際には、自ら武装し聖職者を率いて戦つたといわれる。⁽²⁾後継司教の選出は、数人の候補が入り乱れて難航し、聖堂参事会内部で二カ月間投票が繰り返された。最終的に参事会財務役のグリエルモ・フレスコバルデイなる者が有効得票数を得たため、参事会が教皇ヨハンネス二十二世にこの選出の承認を願ひ出たところが、教皇は選出結果を無効とし、空位発生から二年近くも経た一三二三年三月に、自分の側近の一人、リミニ司教フランチェスコ・シルヴェストリを⁽³⁾フィレンツェの新司教に任命したのであつた。

支配層内部の激しい党派争いが繰り返られていた中

世イタリアの諸都市では、司教選出もその延長線上に行われていた。当時の司教選出は司教座聖堂参事会士間の互選が一般的であったために、参事会内部で各党派の候補者が相争い、選出に至るまでに多くの時間が費やされた。そこで、長期の司教座空位期間とその結果生じた司教区教会組織の荒廃を防ぐため、教皇がしばしば司教選出へ介入し、解決を図るようになった。こうした教皇の司教選出への直接介入は、十四世紀アヴィニヨン教皇庁時代の教会組織の整備と中央集権化の著しい発展に伴い、強化され、ヨハンネス二十二世治世期には教皇主導の司教選出システムが確立した。地方教会は徐々に自立の伝統を失って教皇を頂点とする権力構造へ組み込まれ、司教は司教区の君主から教皇の臣下へとその立場を変えていったのである。

こうした流れに加えて、フィレンツェは教皇と歴史的に特に深い結び付きを持っていた。十二世紀初頭、教皇グレゴリウス七世の支持者トスカーナ女伯マティルデに従属していたフィレンツェは、一一一五年のマティルデ死去後にコムーネ都市として独立してからも、親教皇路線を取り続けた。十三世紀にイタリア全土を巻き込んだゲルフとギベリン両派の熾烈な争いの中で、フィレン

ツェは、例外的な短期間を除いてゲルフの立場を堅持し、領内の裁判管轄権や聖職者課税問題等に関してしばしば軋轢が生じたにせよ、教皇は常に権威の源であり、コムーネの保護者であった。また、多くのフィレンツェ商人が教皇庁の財政金融活動に従事していたために、教皇との関係の悪化はフィレンツェ経済にも悪影響を与える避けるべきことであつた。こうして、ゲルフイズモ(ゲルフ主義)がフィレンツェ政治外交の大義として謳われ続けた。しかし、フィレンツェが十四世紀後半から次第に領土を拡大してトスカーナ地方におけるヘゲモニーを確立するに従い、当時再編強化の著しかった隣接の教皇領との関係が緊張し、コムーネ内部でも反教会的な傾向が強まり、フィレンツェは世紀末に教皇との全面戦争へ突入した。戦争とその終結直後に生じた教会大分裂による教皇権の失墜がゲルフイズモの意義を奪い、フィレンツェは教皇権から独立した「主権国家」への道を探ることになる。十五世紀に入つてから、フィレンツェと教皇の間に以前に増して密接とも言えるような関係が見られる時期もあるが、そこで専ら展開されるのは、拮抗する「国家」と教皇の二権力の政治関係である。このように十四世紀から十五世紀にかけてフィレンツェ・

教皇関係の枠組が大きく変化していく中で、教皇に直属する高位聖職者であると同時にフィレンツェ社会に大きな影響力を有していた司教は、聖俗両界の狭間で常にアンヴィヴァレントな立場に置かれていた。この点から逆に、司教の占める位置を一つの交点として捉え、聖俗両権力がどのような人物を司教に欲したのか、実際には誰が司教として選出されたのかに注目し、十四世紀から十五世紀に生じた聖俗権力関係の変化を照射することができるのではないだろうか。以下において、司教選出に関するコムーネの一法規定を材料に用い、司教像の変遷を追うことで、こうした聖俗権力関係の大きな流れを浮き(4)上がらせてみようというのが、本稿の主旨である。

(1) オルシの死亡時期は、George W. DAMERON, *Episcopal Power and Florentine Society 1000-1320*, Cambridge (Mass.), London, 1991, p.219, n.52に依る。

(2) 教会人事は、Konrad EUBEL, *Hierarchia catholica*, vol.1. 1-2, Münster, 1898-1901. 歴代フィレンツェ司教について、Ferdinando UGHELLI, *Italia Sacra sine de Episcopis Italiae*, ed. N. COLETTI, tom. 3, Venezia, 1718, pp.3-194; Luca Giuseppe CERRACCHINI, *Cronologia sacra de' vescovi e arcivescovi di Firenze*, Firenze, 1716を参照し、他の文献(各注に記載)によって訂正補遺を行った。在位年は

十四、十五世紀フィレンツェにおける司教選出とその法規定

末尾の付録に別掲。オルシについては、Scipione AMMIRATO, *Vescovi di Fiesole, di Volterra e d'Arezzo, del sig. Scipione Ammirato, con l'aggiunte di Scipione Ammirato il Giovane*, Firenze, 1637, pp.30-31; Robert DAVIDSOHN, *Storia di Firenze*, Firenze, 1956-1968 (titolo originale: *Geschichte von Florenz*, Berlin, 1896-1927), vol.4, pp.506-509, pp. 845-848, vol.7 pp.18-19; Elena ROTELLI, "I vescovi nella società fiorentina del trecento", in *Eretici e rebeli del XIII e XIV secolo. Saggi sullo spiritualismo fiorentino in Toscana*, a cura di D. MASELLI, Pistoia, 1974, pp.189-211. オルシは、ボッカッチョ『デカメロン』やサツケッティ『三百話』の登場人物としても知られる。

(3) FRANCESCO SILVESTRI (?-1341) マルケ地方チンゴリの貴族出身。両法博士。教皇の下でギベリン撲滅に大きな働きをした。R. DAVIDSOHN, *Storia di Firenze*, vol.4, p.919, vol.7, p.22.

(4) 本文では司教選出を軸に聖俗関係の大きな転換を辿ることに努め、注に歴代司教達の伝記情報を収めることで選出結果の具体像を補足するよう心掛けた。しかし、タイムスパンを約二百年と長く設定したため、コムーネ法の複雑な性格、行政制度の諸変化、政治外交の具体的な状況等々に深く踏み込む余裕はなかった。聖俗関係における最大争点であった裁判管轄権と聖職者課税問題についても触れていない。また、フィレンツェ教会内部(司教、聖堂参事会、一般在俗聖職者達、及び領内修道会組織)に関する問題は一切捨象した。これらの点について

は、稿を改めて検討したい。当時のフイレレンツェ教会政治史の中心は Francesco BALDASSERONI, "Relazioni tra Firenze, la Chiesa e Carlo IV 1353-55", in «Archivio Storico Italiano», 37 (1906), pp.3-60, pp. 322-347; ID. "Una controversia tra Stato e Chiesa in Firenze nel 1355", in «Archivio Storico Italiano», S.5, 50 (1912), pp.39-54; Mavin B. BECKER, "Church and State in Florence on the eve of the Renaissance (1343-1382)", in «Speculum», 37 (1962), pp.509-527; idem, "Florentine Politics and the Diffusion of Heresy in the Trecento: A Socioeconomic Inquiry", in «Speculum», 34 (1959), pp. 60-75; ID. "Some Economic Implications of the Conflict between Church and State in "Trecento" Florence", in «Medieval Studies», 21 (1959), pp.1-16; Antonio PANELLA, "Politica ecclesiastica del comune fiorentino. Dopo la cacciata del Duca d'Atene", in «Archivio Storico Italiano», 71 (1913), pp.271-370; Peter PARTNER, "Florence and the Papacy 1300-1375", in *Europe in the Late Middle Ages*, eds. J.R. Hale · J.R.L. HIGHFIELD · B. SMALLEY, London, 1965, pp.76-121; ID. "Florence and the Papacy in the Earlier Fifteenth Century", in *Florentine Studies. Politics & Society in Renaissance Florence*, ed. N. RUBINSTEIN, London, 1968, pp.381-402. フイレレンツェの司教選出の中心は Roberto BIZZOCCHI, *Chiesa e potere nella Toscana del Quattrocento*, Bologna, 1987 (Annali dell'istituto storico italo-germanico. Monografia 6), pp.202-217;

David S. PETERSON, "An Episcopal Election in Quattrocento Florence", in *Popes, Teachers and Canon Law in the Middle Ages*, eds. J.R. SWEENEY · S. CHODOROW, Itacha-London, 1989, pp.300-325.

二 一三二二年カピターノ・デル・ポー
ポロ法令集

アントニオ・デッリ・オルシの死による司教座空位期の混乱がまだ続いていた一三二二年三月、コムーネの代表であるポデスタ Podestà と住民組織ポーポロ Popolo の長であるカピターノ・デル・ポーポロ Capitano del Popolo の名をそれぞれ冠した二つの法令集が、議会の承認を受けた。⁽¹⁾ポデスタとカピターノ・デル・ポーポロは、プリアーリ Priori 制がフイレレンツェ政治制度の中心となるにつれて実権を失い、形式的には都市の最高権力者であったとはいえ、実質的には司法官として機能するようになっていた。しかし、両職は各々、ポデスタ（又はコムーネ）評議会とカピターノ・デル・ポーポロ（又はポーポロ）評議会を率い、この二議会が通常の立法議決権を有した。都市政治の場では、他にも、アルテイ（同職組合）、グェルフ会 Parte Guelfa 等が広範な

権限を保持しており、諸組織間のヒエラルキー的な位置関係は極めて曖昧で、権力が様々な方向に分散していた。統一的な都市法令集でなく、ポデスタとカピターノ・デル・ポーポロの名による別々の法令集が編纂されたのも、こうした政治構造の所産であつた。⁽²⁾

これらのうちカピターノ・デル・ポーポロ法令集中に、司教選出に関する一規定が含まれている。フィレンツェ人がフィレンツェ並びにフィエーゾレ司教座⁽³⁾に就くことを禁じるというこのフィレンツェに固有の規定は、制定し直される度にニュアンスを変え、十五世紀半ばまで存続したが、その変遷過程には司教を挟んだフィレンツェ⁽⁴⁾と教皇との間の複雑な聖俗権力関係が反映していた。まず、この規定が記されている法令集第五章七十八の全文を見てみることにしよう。(一)内は文意を明確にするための補足である。

「フィレンツェの都市、コンタード、デイストレット内において、フィレンツェ及び周辺のマニヤーティがその地位に就いてきたフィレンツェ、フィエーゾレ司教のために、古今に互り、醜聞、反目、分裂が生じたので、それらを取り除き、その道を塞ぎ、以後発生させないため、この法をもって永久に以下のことが定められた。

フィレンツェの都市、コンタード、デイストレットの住民及びグイデイ伯家、アルベルティ伯家、パッツィ・デイ・ヴァルダルノ家、ウベルティーニ家、ウバルデイーニ家の何者もフィレンツェ又はフィエーゾレの司教座に選出されてはならず、選出された場合、如何なる方法においてもそれを受諾することはならず、この選出を断固として即座に拒絶しなければならぬ。(この規定に)反して行動したならば、選挙人達と(選出)受諾者の親族は、尊属においても、卑属、傍系においても、男系四親等まで、フィレンツェのコムーネの大罪のために永久に追放され、何者も罰せられることなく(これら親族に)危害を加えることができる。また、(親族が既に)フィレンツェのコムーネの財務局に在る追放者名簿に記されていたなら、彼らの何れもその財産を没収され、フィレンツェのコムーネのものとなる。また、前述の親族の何者かがフィレンツェのコムーネの支配権内に立ち入ったならば、フィレンツェのポデスタはこの者を斬首刑に処すこととする。更に、弁護人、代理人又は他の何者かが、前述の諸事又はそのうちの何れかが(フィレンツェ)教会の自由に反する、或いは(フィレンツェ)教会とローマ教会の自由を損なうものであると申し立て、

述べ立て、反駁したとしても、聞き届けてはならないし、他の何らかの方法で認めてもならず、（申し立てた者は）必ず斬首に処される。また、これを聞き届けたポDESTA、カピターノ・デル・ポーポロ、及び他の役職者はその職を解かれる。更に、ポDESTA、カピターノ・デル・ポーポロ、「正義の規定」執行官、アルテイのプリオーリと正義の旗手は、前述の悉くを、厳格に違反なく、守り、守らせねばならず、（違反した場合）各件、各回ごとに千フィオリニの罰金に処せられる。両司教座又は一方が空位となった場合、プリオーリ及び正義の旗手は直ちにフィレンツェのポーポロとコムーネの名において教皇の下へ使節を送り、前述のポーポロとコムーネの愛と恵みにおいて、フィレンツェの都市とコンタード内の醜聞と分裂を取り除くため、（教皇が）どちらの司教職にも、前述の何者をも司教として承認したり、（自ら）選んだりしないよう懇願しなければならぬが、この際（違反した場合）五百フィオリニの罰金に処されることを（プリオーリ及び正義の旗手は）自ら誓約しておかなければならぬ⁽⁵⁾。

フィレンツェ人を司教職から排除するという発想は、都市内抗争から政治的公正を守るため、ポDESTAやカピ

ターノ・デル・ポーポロ職を、フィレンツェ人でなく、市政への影響力を持ちにくい外国人の手に委ねてきたコムーネの伝統に即している。「選挙人達」と複数形で漠然と呼ばれているのは、司教選出権を有した司教座聖堂参事会士達を具体的に指し、参事会士達は互選を行うのが通例であったから、選出「受諾者」も聖堂参事会士である場合が多い。「醜聞、反目、分裂」からは、司教がその原因の一端となった都市内政治抗争の激しさが想像される。規定の成立には司教オルシ死後の騒動も影響を与えているであろう。但し、この規定が実際に適用された可能性は低い。選出者と非選出者が教会裁判権に従う聖職者であることを考慮して処罰を親族に限定したとしても、「教会の自由」の侵犯に対する意識が法文にも示されているように、コムーネに司教選出の決定自体を動かす法的権限はない。実際、法令集の施行後、何人ものフィレンツェ人が司教となっているが、選出受諾者や選挙人の親族が追放や財産没収に処せられたといった事実は見当たらないのである。

それでは何故このような実効力の見込めない規定が生まれたのか。重要なのは、マニャーティ（豪族）が司教となつて都市内に激しい党派争いを引き起こし、都市の

秩序を乱したという前文の指摘であろう。マニヤーティは、一二九三年の「正義の規定」によってポポラーニ（有力市民）から様々な政治的制限を受けていたが、血統等による正確な分類があるわけではなく、都市貴族、封建貴族ばかりか、富裕市民の家系も含まれた。コムーネ権力を脅かす存在をマニヤーティと考えるのが妥当と言え、コムーネの政治傾向の変化によって、マニヤーティの判定基準も、その政治上の制限も、その都度大きく変化した。法文中で、グイデイ伯家、アルベルティ伯家等の既にコムーネに恭順の意を示していた周辺領主勢力がコムーネ管轄外の存在として別記されているように、十四世紀初頭のコムーネは強力な異分子勢力を抱え、未だ不安定な状態にあった。都市政治におけるマニヤーティの危険な行動を抑制するために、このような法を定め、いつでも適用する用意があるという威嚇的姿勢を示すことが、コムーネの意図であったと考えられるのである。

このように「正義の規定」以来の反マニヤーティ立法の伝統に基づいた一三二二年の規定では、司教選出は優れて都市内部の問題として把握されている。教皇の司教選出への介入に対して特に憂慮を示すことなく、教皇が

フィレンツェ人司教の「選出」を承認しないよう、かつ自ら任命しないよう使節を送って嘆願するのも「フィレンツェの都市とコンタード内の醜聞と分裂を取り除くため」であった。しかし、現実の司教選出は、地元司教座聖堂参事会から教皇へと主導権が移り、その問題点もコムーネの都市政治におけるヘゲモニーの確立から対教皇関係へと次元を変えることになる。

一三四一年十月、フランチェスコ・シルヴェストリが亡くなり、翌年六月フィレンツェ人アンジェロ・アツチャイウオーリが後継司教に任命された。教皇クレメンス六世は、この時フィレンツェ司教座聖堂参事会の司教選出特権を停止させ、ナポリ領のラクイラ司教であったアツチャイウオーリを転出させている。アツチャイウオーリ家は当時ヨーロッパ中に活動網を広げていたフィレンツェ大商社の一つであったが、特にナポリ王国を中心に商業、金融業を営み、グェルフの盟主ナポリ王の宮廷に大きな影響力を持っていた。その繋がりから、新司教は、ナポリ王ロベルトの弟の女婿アテネ公グアルティエーリによる一三四二年のフィレンツェ支配と翌年の呆気ない失脚に大きく関与し、また、ナポリ王国内では王国書記官長の称号を得る程の権勢を保持した。アツチャ

イウォーリは、一三五五年にフィレンツェ司教位を辞してナポリへ移り、二年後に同地で没する⁽⁷⁾。

当時の有名な年代記作者ジョヴァンニ・ヴィッラーニは、一三四五年、この司教が自家の利益のためにコムーネの反教会法に対して示した妥協的態度を評して次のように述べた。

「もし、当時フィレンツェに前任者フランチェスコ・ダ・チンゴリ(シルヴェストリ)のような外国人の優れた司教がいたなら苦しまなかつただろう。しかし、我々の市民でアッチャイウォーリ家出身の現司教は、一族の破産と取引停止に怖じ気付き、あの不公平で不正な法律を防ぐ勇気がなかつた……」⁽⁸⁾。

ヴィッラーニの見解は、身内に左右されない外国人の方が公正で望ましいとするコムーネ政治の伝統的発想と共に、保守支配層が特に強く信奉していたゲェルフイズモの論理によつて導かれてゐる。この頃比較的教会との関係の薄い中下層新興勢力がコムーネ内部で一時的な優位を占めたため、聖職者課税や裁判権に関する反教會的諸法が定められたが、ヴィッラーニは、司教がそのような「不公平で不正な法律」を認めたとを非難し、教會の權威を守るべきであつたと主張した。元来ギベリンと

の対抗関係から生じたゲェルフイズモは、フィレンツェの自由が教皇の權威に由来するという理念へ發達し、十四世紀フィレンツェ政治の基本姿勢となつてゐた。コムーネは理論上自由で独立した存在であつたが、その主權の実態は甚だ不明確なものであり、例えば、多分に便宜的なものとはいへ、一三四五年以降の多くの重要なコムーネ法にはその法的保証を教皇庁財務課に帰する意味の条項が付されてゐたことが知られてゐる⁽⁹⁾。コムーネと教皇の争いは激烈であつたが、時局的な問題に限られ、コムーネが教皇の權威を正面から問い直すことはなかつた。

アンジェロ・アッチャイウォーリの去つた後、次代フランチェスコ・アッテイ⁽¹⁰⁾を除き、フィレンツェ司教座には、フィリッポ・デッラ・アンテッラ⁽¹¹⁾、ピエトロ・コルシーニ⁽¹²⁾、アンジェロ・リカーゾリとフィレンツェ人が続いた。デッラ・アンテッラ、リカーゾリは由緒ある封建貴族、アッチャイウォーリ、コルシーニは大商人の出であるが、何れも地元教會に様々な伝統的特權を持ち、一族から聖職者を輩出してきた家系であつた。教皇及びその周辺と深く結び付いた彼らは、主に教皇庁での政治外交活動によつて評価され、司教や枢機卿といった高位聖

職位を獲得し、その活動はコムーネ政治の枠組に収まる
ことがなかった。このような教皇に連なる有力層が自身
の利益を優先させることに對して、コムーネは有効な規
制力を持たなかつたのである。

(1) フィレンツェに現存する最古の都市法令集で、一三二一
五年に部分的な改訂が行われた。*Statuti della Repubblica
fiorentina*, ed. R. CAGGISE, 1910-1921, vol.1: Statuto del
Capitano del Popolo degli anni 1322-1325; vol.2: Statuto
del Podestà dell'anno 1325.

(2) 初期コムーネ政治は、行政を司るコンソリ Consoli 職
を独占した古い都市貴族層によつて支配されていたが、
コムーネの「コンタード(周辺領域)征服」の進行と共に、
周辺の有力領主達が相次いで都市へ移住してきた。
コムーネ権力に服したとはいへ、尚固有の力を保つてい
た彼らが、都市内で互いに私闘を繰り返して、コムーネに
脅威を与える一方で、都市経済の発展は周辺農村から多
量の人口流入をもたらし、新たに商人層の台頭を促した。
これら新旧都市民が党派に分かれて激しい権力闘争を行
い、都市政治は大きな混乱に陥つたため、十二世紀末頃
からポデスタと呼ぶ役職者に都市の全権力を委譲して事
態の收拾が図られるようになる。ポデスタ職には他の
グェルフ都市の貴族が招かれて就任し、都市行政の重心
はコンソリからポデスタへ移つた。これに對して、都市
政治から締め出され続けていた商人等の新興層が十三世

十四、十五世紀フィレンツェにおける司教選出とその法規定

紀中頃に住民地区組織ポーポロを形成、次いで一二八二
年アルティの代表から成るプリオーリ制度が成立し、更
に一二九三年の「正義の規定」Gli Ordinamenti di Giusti-
ziaによつてマニャーティ(豪族)がコムーネ政治から原
則的に排除されて、コムーネの組織基盤はポーポロとア
ルティとなつた。都市政治への参加資格は、七つの大ア
ルティと十四の小アルティの正規登録者に限られ(基本
的には七大アルティが支配権を握る)、公職選出はポーポ
ロの地域区分を基に行われた。ポポラーニ(ポーポロ構
成員)有力層の政治支配が確立し、プリオーリ、正義の
旗手 Gonfaloniere di Giustizia (軍司令官から行政代表職
へ変化)が、十二善人 Dodici Buonomini、ポーポロ地区旗
手達 Gonfalonieri delle Compagnie del Popolo に補佐され
て行政の中心となつた。しかし、ポデスタ、カピターノ、
デル・ポーポロ、「正義の規定」執行官 Esecutore degli
Ordinamenti di Giustizia (マニャーティの暴力からポー
ラーニを守護)その他の役職が各自の裁判権を保持し、
アルティも自ら商業裁判所を司る等、異なる成立事情を
持つ新旧様々な制度が、互いの管轄を重複させたまま併
存していたため、当時の政治制度を整理することは非常
に難しい。ポーポロとコムーネの関係についても、後か
ら形成されたポーポロ組織は、評議会の名称や、公文書
に「ポーポロとコムーネの名において」と常に併記され
たことからわかるように、厳密にはコムーネとは別の
組織である。唯、十三世紀末以降ポーポロがコムーネの
事実上の主体となつたので、以下の本文では、史料引用

箇所を除き、コムーネをポーポロも含んだ都市政治の担い手という広い意味で使用している。グェルフ会は三章注(2)を参照。フィレンツェの都市制度については、Guidubaldo GUIDI, *Il governo della città-repubblica di Firenze del primo Quattrocento*, Firenze, 1981, 3voll. 清水廣一郎『イタリア中世都市国家研究』(岩波書店・一九七五年)、同『イタリア中世の都市社会』(岩波書店・一九九〇年)等。

(3) 一二二五年フィレンツェは隣接都市フィエーゾレを征服した。フィエーゾレ司教座は、一二二七年にフィレンツェ市内のサンタ・マリア・イン・カンポ教会へ移され、自領の統治権を殆ど奪われた。同司教座は早くからフィレンツェの強力な管理下に在り、独自性に乏しいため、本稿では特に言及しない。G. DAMERON, *Episcopal Power...*, p.122, p. 235 (n.97); R. DAVIDSOHN, *Storia di Firenze*, vol.2, pp.133-136.

(4) 多くの研究者がこの司教選出規定について触れているが、何れも簡単な言及に留まっている。主なものとして、RIZZOCCHI, *Chiesa e potere...*, pp.203-206; D. PETERSON, "An Episcopal Election...", pp.303-304.

(5) *Statuti della Repubblica Fiorentina*, vol.1, pp.273-274. 本来であれば、比較検討の点から本稿で引用した法文のラテン語原文を全て注に示すべきであるが、紙幅の都合上省略した。コンタードcontadoは伯領comitatusのイタリア語化したもので、その支配領域は司教区に一致するとされた。ディストレット distretto, districtusも何らか

の権力(特に司教の封建領主権)の法的支配が及ぶ範囲を指したが、コムーネ成立後は、両者とも次第にコムーネの固有の支配領域を意味するようになった。フィレンツェでは、後にコンタードの範囲を越えた支配領域をディストレットと呼ぶことになるが、少くとも一五世紀初頭まで厳密な区別は見られない。

(6) マニヤーティ magnatiはnobili, grandiとも称される。マニヤーティはしばしばポラーニの身分を得たので、上層市民との区別は更に曖昧なものとなった。

(7) Arnaldo D'ADDARIO, "Angelo Acciaiuoli", in *Dizionario biografico degli italiani* (以下DBI), vol.1, Roma, 1960, pp.75-76; Curzio UGURGIERI DELLA BERARDENGA, *Gli Acciaiuoli di Firenze nella luce dei loro tempi (1160-1834)*, Firenze, 1962, 2voll..

(8) Giovanni VILLANI, *Nuova Cronica*. Edizione critica a cura di Giuseppe Porta, vol.3, Parma, 1991, pp.397-399 (Libro XIII, cap. XLIII).

(9) この付加条項は財政関係法から他の分野の法にも広まったが、一二七〇年代中頃から減少し、教会大分裂期に消滅した。Richard C. TREXLER, "Florence by the Grace of the Lord Pope ...", in «Studies in Medieval and Renaissance History», 9(1972), pp.115-215; ID. "Ne fides communis diminuat. Autorità papale e sovranità comunale a Firenze e Siena tra il 1345 e il 1380", in «Rivista di Storia della Chiesa in Italia», 39(1985), pp.448-501; 40(1986), pp.1-25. 但し、条項の実際的な意図について

は一考を要する。

- (10) FRANCESCO ATTI (?-1361) ウンブリア地方トー
ディ出身。教会法博士。一三四八年教皇クレメンス六世
によってコルフ司教に任じられるが、同年キウージ司教
座へ転出。一三五三年からモンテカッシーノ司教。一三
五五年アンジェロ・アッチャイウオーリとの司教座の交換
によってフィレンツェ司教となる。数々の外交活動の成
果により、翌年枢機卿に昇任。その後も教皇使節として
各地に派遣された。アヴィニヨンで死去。ANONIMO,
"Francesco degli Atti", in *DBI*, vol.4 (1962), pp.545-546.

- (11) FILIPPO DELL'ANTELLA (?-1363) デッラ・アン
テッラ家は封建貴族家系だが、当時は活発な商業活動を
行っていた。一三三五年フィレンツェ司教座聖堂参事会
士。教皇ベネディクトゥス十二世に外交手腕を買われ教
皇使節として各地に派遣された。一三四一年フィレン
ツェ司教座聖堂参事会はシルヴェストリの後任にフィ
リッポを選出したが、これを承認したベネディクトゥス
が急死。新教皇クレメンス六世は任命を取り消し、前述
のアッチャイウオーリを司教座に就けた。しかし、クレ
メンスもフィリッポの能力を認め、重要な外交交渉や教
皇領行政職を委ねた。次教皇イノケンティウス六世にも
重用されたフィリッポは、イタリヤ使節シルアルボルノ
ス枢機卿による教皇領再編活動に貢献した。Daniela
STIAFFINI, "Filippo dell'Antella", in *DBI*, vol.37 (1989),
pp.113-115.

- (12) PIETRO CORSINI (?-1405) コルシーニ家はフィレン

十四、十五世紀フィレンツェにおける司教選出とその法規定

ツェの政治経済において常に重要な位置を占めてきたが、
次第に法律家と聖職者を多く生み出すようになった。ピ
エトロは、教会法の学位を取得後、アヴィニヨン教皇庁
に出仕し、政治家、法律家として活躍。一三六二年ヴォ
ルテッラ司教、一三六三年フィレンツェ司教に任命され
たが、専ら教皇庁の政治外交に従事した。兄弟フィリッ
ポ・コルシーニと母方の叔父ピエロ・デッリ・アルビッ
ツィという当時のフィレンツェにおける有力者二人の運
動により、一三七〇年枢機卿位を獲得。フィレンツェと
教皇グレゴリウス十一世の対立が戦争に至った一三七五
年には両者の調停に努めた。教会大分裂が生じると、躊
躇の末クレメンス七世に忠誠を誓い、再びアヴィニヨン
へ移り住んだ。ローマ教皇支持のフィレンツェにアヴィ
ニヨン教皇への支持を訴える傍ら、大分裂を終了させる
ための公会議の開催も考慮していた。次教皇ベネディク
トゥス十三世との関係は微妙なものであったが、アヴィ
ニヨン教皇支持を翻すことなく同地で死去。S. ANMI-
RATO, *Vescovi di Fiesole, di Valerna e d'Arezzo*, pp.154-
155; Jacques CHIFFOLEAU, "Pietro Corsini", in *DBI*,
vol.29 (1983), pp.671-673; Luigi PASSERINI, *Genealogia
e storia della famiglia Corsini*, Firenze, 1858, pp.68-75.

- (13) ANGELO RICASOLI (?-1403) 強大な封建貴族リカー
ゾリ家の出身。アルボルノス枢機卿の庇護を受けてカメ
リーノの司教座聖堂参事会士禄を得た後、一三五五年ソ
ラ司教、一三五七年アヴェルサ司教。一三七〇年フィレ
ンツェ司教に任命された。一三八三年アンジェロと対立

八七 (八七)

した当時のフィレンツェ政府が教皇ウルバヌス六世に司教の退位を願ひ出した結果、アンジェロはファエンツァの司教座に転出させられたが、その後政治体制が変化したフィレンツェはアンジェロと和解し、教皇へ彼の枢機卿位を願ひ出るなどの支持をした。その結果アンジェロは一三九一年フィレンツェ領内の重要都市アレッツォの司教に任命され、その死まで同座にあった。S. AMMIRATO, *Vescovi di Fiesole, di Volterra e d'Arezzo*, pp.224-225; Luigi PASSERINI, *Genealogia e storia della famiglia Ricasoli*, Firenze, 1861, pp.136-139.

三 一三七五年七月の *Provisione*

一三五五年、コムーネはカピターノ・デル・ポーポロとポデスタの両法令集を再編纂した。一三三二年の司教選出規定もそのまま再録されたが、反マニャーティの姿勢を示した前文は省かれて⁽¹⁾いる。これをどう捉えるべきか直ちに判断するのは難しいものの、再録がその後積極的な意味を持ち得たとは考えにくい。一三五〇年代後半から一三六〇年代前半まで教皇と結び付いたゲルフ勢力がフィレンツェで最も勢いを持っていた時期であり、教会に対して比較的妥協的な態度が保たれることになるからである。ゲルフ勢力の台頭は、一三五三年に教皇のイタリア使節に任命されたスペイン人枢機卿ジル・ア

ルボルノスによる教皇領再編の大事業と連関していた。アルボルノスは、ギベリンの盟主でミラノの僭王であったベルナボ・ヴィスコンティをゲルフ共通の敵として戦うことを掲げたので、長年ミラノの脅威に曝されてきたフィレンツェは当初、枢機卿の事業に対して協力的であった。また、教皇軍の軍資金の調達を担うことでフィレンツェ商人が大きな利益を得ることもできた。

都市内では親教皇派の伝統有力者層が優勢となり、ゲルフフィズモ擁護を旗印に保守層が集うゲルフ会⁽²⁾の影響力が非常に強まった。特に、ゲルフ会が一三五〇年代末に編み出した「警告」*ammunizione* という画期的な制度により、ゲルフ会からギベリンと「警告」された者が公職から除外されるようになる⁽³⁾、これは会の敵対勢力を封じるのに大きな効果をもたらした。しかし、続く一三六〇年代に教皇領の再建が進むにつれて、アルボルノスの軍事行動は、フィレンツェをミラノから保護するよりもフィレンツェの独立を脅かすものであるという意見がフィレンツェ内部で強くなり始めた。と同時に、従来政治に参入する機会が少なかった新興層が台頭し、これら教会との絆の薄い新興層の公職参加率が高まると共に、コムーネは徐々に反教會的な傾向を帯びていった。

新旧の党派対立が激化するうち一三七〇年代に入ると、
コムーネに対するゲルフ会の影響力が後退して新興層
の力が支配的となり、フィレンツェと教皇の関係は極度
に悪化していった。一三七五年、教皇側が長引く戦争に
耐えきれず、フィレンツェやその他ゲルフ諸都市に無
断でベルナボ・ヴィスコンティと和睦を結ぶと、フィレ
ンツェは他のゲルフ諸都市と同盟して八聖人戦争「*Guerra degli Otto Santi*」と呼ばれることになる対教皇全
面戦争に踏み切ったのである。⁽³⁾ 開戦前夜の七月、コムー
ネは司教選出に関する規定を再び *Provisione* (法令)⁽⁴⁾
として可決した。

「フィレンツェの都市、コンタード、ディストレット
の住民が折々得ているフィレンツェ並びにフィエーゾレ
司教座の権威のために、今まで且つ現在、特に経験が教
えるところに依れば、力と傲慢において突出した前述の
司教の親族が、特に前述の都市とコンタードのポポラー
ニを抑圧してしばしば大罪を犯し、正義の名の下に多く
の強要が行われている。この点において、前述の司教座
が、平和と正義をもって、フィレンツェの都市と、特に
そのポポラーニとアルティのメンバーの自由と平安を守
り、維持するものであるために（この法を定める）。将

来において、フィレンツェの都市、コンタード、ディス
トレットの住民の何者かが、フィレンツェ及びフィエー
ゾレの司教座に選出、昇任、転出、又は何らかの方法に
よって任命され、このような選出、昇任、転出、又は任
命された者が、その名誉を、公開、非公開を問わず、受
諾するか、何らかの形で司教として、又は前述の司教で
あるかのように振る舞い、又は何らかの方法で司教とし
て前述の司教座の統治、行政に干渉するならば、その時
そのような司教の親族であつた者は全員、各々が、男系
であれば非嫡出のポポラーニでも、彼らの男系の子孫も
全て、誰であろうと、即刻マニャーティと見なされ、完
全にフィレンツェの都市、コンタード、ディストレット
のマニャーティの一員とされる。…もし、このような親
族、…又は彼らのうちの何者かが、その時既にマニャー
ティと認められていたら、彼らと全ての男系の子孫全員
は、フィレンツェのコムーネとポーポロの反逆者として
され、正しく前述のコムーネとポーポロの反逆者として
取り扱われ、前述のポーポロとコムーネの如何なる法の
効力においても、前述のポーポロとコムーネの反逆者が
受けるべき全ての刑罰を受けなければならない。また、
立証の著しい困難による欺瞞や弁解を取り除くため、前

述の全てのことが行われ、執行されるには、前述の都市、コンタード、ディストレットの住民の何者かが何らかの方法でフィレンツェ及びフィエーゾレ司教に味方して行動している、又はそのように考えられると、理由や根拠を挙げなくとも四人の証人が証言することで、足り、十全な証明とされることとする。これらの証人及び証言又はその何れかに反対することを申し立てることはできず、反駁することもできず、寧ろ証人自身の言葉によって示されたことが信じられなければならない。また、将来において何らかの方法で、フィレンツェの都市のプリオリ、正義の旗手、ポーポロ地区旗手達、十二善人の名において、教皇、枢機卿、又は何れかの君主、共同体、又は如何なる地位、権威を持った人物にも、フィレンツェの都市、コンタード、ディストレットの住民の何者かがフィレンツェ及びフィエーゾレ司教座に、昇任、転出、選出、又は就任するために、直接、間接的に有利となるよう、如何なる口実においても、書状又は使節を送ると採決してはならない。何らかの方法で、これら前述の諸事又はその一つに反したならば、その度ごとに、如何なる方法においても、違反を行い、このような提案、決議を述べたり、投票した前述のプリオリ、正義の旗手、

ポーポロ地区旗手達、十二善人の各々に対して、偽証罪として、五百フィオリニの罰金が科せられる。このような書状を口述、又は書こうとしたり、何らかの方法で使節を認めたり、実施した書記官、公証人、又はその他の者に対しても、フィレンツェのコムーネは同様の刑罰を適用する。もし、如何なる地位、権威を持った人物にせよ、法廷で、前述のこと、又はその何れかが、教会の自由及び教会法の措置に反する、…と申し立てたなら、（この人物は）正式の裁判なしに、フィレンツェのコムーネの如何なる役人によっても、千フィオリニの罰金に処せられる。フィレンツェのポーポロとコムーネの如何なる役人も、正式の裁判なしに、前述の者達を誰であろうと取り調べ、裁き、処罰することができるし、しなければならぬ。また、誰であろうとも、無名、有名問わず、何等の税、保証金も支払わず、正式な手続きなしに、書面であろうとなかろうと、過去のことであっても、前述の諸事又はその何れかを告発し、通報することができる。…」。

選挙人達（聖堂参事会士達）についての言及は消え、周辺領主家門の列記もない。法の制定理由は「力と傲慢において突出した前述の司教の親族が」フィレンツェの

「都市とコンタードのポポラーニを抑圧してしばしば大罪を犯し、正義の名の下に多くの強要が行われている」からであり、更に後段で、コムーネ内部からこの件について教皇、枢機卿等へ嘆願を行ってはならないと規定していることから、法の狙いが、司教やグェルフ会を中心とする都市内の親教皇派と教皇との間の繋がりに楔を打つことであつたと想像できる。一三七五年の *Provisio* は、嘗ての反マニャーティ法の古い形式に則りながら、教皇派に対する牽制という新しい別の意図を持っていた。法文中に細かく定められた裁判と罰金刑の仕組みも、グェルフ会の「警告」制度に対抗するかのようになり、大変恣意的である。公的生活において大きな制約を受けるマニャーティどころか、「反逆者」ともなればマニャーティに認められている基本的な市民の権利すら剝奪され、フィレンツェ領内で生命の保証がないことを意味するにも関わらず、その判定は、被告の弁明も認められることなく非常に簡略化された裁判手続きで行われ、しかも、コムーネの措置に反対して法廷に訴えた者も同様の簡単な手続きで重い罰金刑に処すことができることされた。戦時の特殊な状況を考慮する必要があるものの、法の制定及び執行者としての権威を強調するコムーネの

このような主体的態度は、従来見られなかったものである。

フィレンツェは開戦当初有利を占めたが、その後徐々に形勢が悪化し、一三七八年に八聖人戦争はフィレンツェの敗北に終わった。⁽⁶⁾ フィレンツェは教皇ウルバヌス六世と講和を結び、多額の賠償金の支払いに加え、コムーネが過去に定めた全ての反教会法を撤廃することも約束させられた。ところが、直後に生じた教会大分裂のために、教皇権はその影響力を大幅に縮小させられた。一方、講和締結以前にフィレンツェ市内では、グェルフ会とその反対勢力との対立の激化に端を発して、毛織物労働者の暴動、*チオンピの乱* *Tumulto dei Ciompi* が生じた。その結果、一時的に職人や小店主から成る小アルティが政権を掌握したが、しかし、一三八二年から上層市民勢力が「復活」し始め、一三九三年には彼らによる「オリガルキア」体制が確立されることになった。⁽⁷⁾

世紀末の短い期間に政治支配体制が大きく揺れ動いた中で、コムーネ政府は、当時フィレンツェで最も権威のあった聖職者ルイジ・マルシーリの⁽⁸⁾ フィレンツェ司教任命を、教皇へ二度嘆願している。一度目は、一三八五年当時の司教アンジェロ・アッチャイウオーリ⁽⁹⁾ が枢機卿に

任命された時、教皇ウルバヌス六世に対して申請された。マルシーリは教会問題におけるフィレンツェの権利を強く擁護した人物で、ウルバヌス六世にとって受け入れ難い選択だったのであろう。新たに司教座に就いたのは、⁽¹⁰⁾ 教皇の側近バルトロメオ・ウリアーリであった。一三九〇年、再度コムーネ政府はマルシーリを司教候補として教皇ボニファティウス九世に推したが、彼の司教就任は遂に叶わなかった。

ゲルフ会がその規約にゲルフイズモとフィレンツェの自由の擁護を謳っていたように、これまでフィレンツェでは、ゲルフイズモとフィレンツェの自由独立は不可分のものであり、コムーネ政府が究極的な拠り所としたのも教皇の普遍的権威であった。ところが、教皇領再編から八聖人戦争への過程で、この両立は不可能なものとなり、続く教会大分裂によって、教皇の権威自体に大きな疑問が生じてしまった。最早意味を持たないゲルフイズモに代わって、フィレンツェは、自ら主権を備えた「国家」としての意識を育むようになる。従って、上層市民支配の「復活」といわれる「オリガルキア」体制も、全てを八聖人戦争以前の状態に戻そうとしたわけではなかった。ゲルフ会は尚存続するが、以前

の超「国家」的な権力団体へ戻る道は塞がれる。プリオーリの威信が徐々に高まり、アルティの代表からフィレンツェの首長へとその性格を変えていく。公安や軍事外交の専門委員会が設立され、行政制度の再編が進む。⁽¹¹⁾ このように構造変化し始めたフィレンツェがマルシーリを通して要求したのは、従来のような教皇のスポークスマンではなく、フィレンツェの利益を代弁する、フィレンツェの「国家」代表としての同国人司教であったと言える。

(1) Archivio di Stato di Firenze (以下 ASF), Statuti del Comune di Firenze 12, Codex membranaceus statutorum populi florentini nomine capitanei, ex publica recensione anni 1355, 177v-178r. 前回の編纂から約三十年経ち様々な不都合が生じていたため、一三五一年から両法令集の再編纂が企図されていた。G. GUIDI, *Il governo...* vol. 1, pp. 59-62.

(2) ゲルフ会は、十三世紀初頭のゲルフ貴族の軍事組織を起源とし、フィレンツェのゲルフ支配確立後にはギベリンの人々から没収した財産の管理を担ったが、都市外のゲルフ勢力との提携や外交使節の派遣など独自の政治外交を行うコムーネから半ば独立した特権団体であった。コムーネ政治から排斥されたマニャーティはゲルフ会に加入して勢力を保ち、会を通して市政に影響

響を与えることもできた。今の指導者はしばしばローマーネの公職選出過程に参加してゐる。Gene A. BRUCKER, *Florentine Politics and Society 1343-1378*, Princeton, 1962, pp.99-104; G. GUIDI, *Il governo...*, vol.2, pp.111-120.

(3) 戦争に至るまでの経過は、G. BRUCKER, *Florentine Politics...*, pp.148-296.

(4) Provisiione は「正義の旗手」プリオリー、十二善人、ポーポロ地区旗手達によつて前もつて決議されたものが、ボデスタとカピターノ・デル・ポーポロの両議会が二分の二以上の賛成をもつて可決された。Provisiione は時局に応じて定められ、その中から重要なものが都市法令集の中に再録されて恒久化した。

(5) ASF, Provisiioni, 63, cc.70v-71r. 上の一二七五年の Provisiione を最初に採り上げたのは、パネッタの論文 Antonio PANELLA, "La guerra degli Otto Santi e le vicende della legge contro i vescovi", in «Archivio Storico Italiano», 99 (1941), pp.36-49 である。しかし、パネッタはカピターノ・デル・ポーポロ法令集中の司教選出規定を見過ごしたらしく、一二七五年の Provisiione を同規定の初出として扱っている。当時のフィレンツェ司教リカーンの親族が処罰された形跡はない。

(6) 八聖人戦争については、G. BRUCKER, *Florentine Politics...*, pp.297-396; Alessandro GHERARDI, "La Guerra dei Fiorentini con Papa Gregorio XI, detta la Guerra degli Otto Santi", in «Archivio Storico Italiano», s.3, 5-2 (1867),

pp.35-131; 6-1 (1867), pp.208-232; 6-2 (1867), pp.229-251; 7-1 (1868), pp.211-232; 7-2 (1868), pp.235-248; 8-1 (1868), pp.260-296; Richard C. TREXLER, *The Spiritual Power. Republican Florence under the Interdict*, Leiden, 1974 (Studies in Medieval and Reformation Thought 9).

(7) チャンピの乱後からオリガルキア成立までは、Gene A. BRUCKER, *The Civic World of Early Renaissance Florence*, Princeton, 1977, pp.14-101; Nicolai RUBINSTEIN, "Il regime politico di Firenze dopo il tumulto dei Ciompi", in *Il Tumulto dei Ciompi. Un momento di storia fiorentina ed europea. Convegno internazionale di studi* (Firenze, 16-19 settembre 1979), Firenze, 1981, pp.105-124.

(8) LUIGI MARSILI (c.1342-1394) フィレンツェ出身のマウグステイヌス隠修士会士。若くしてベトラルカと親交を結んだ。古典に深い素養を持ち、サント・スピリト修道院の彼の僧房にはレオナルド・ブルーニをはじめ多くの文人達が出入りした。アヴィニヨン教皇庁の腐敗を激しく攻撃したが、ローマとアヴィニヨンの二教皇に対しては中立の立場を取った。Ugo MARIANI, *Il Petrarca e gli agostiniani*, Roma, 1959, pp.50-79.

(9) ANGELO ACCIAIUOLI (1349-1408) アテネ公時代の同名のフィレンツェ司教の従兄弟ヤコポの子。一二七五年ラポッラ(ナポリ領)の司教。一三八三年ウルバヌス六世によつてフィレンツェ司教に任命される。一三八五年の枢機卿昇任に伴いフィレンツェ政府が司教座の空位を

主張したため、一三八七年アンジェロは同司教座を放棄し、ローマへ赴いた。ローマ側の中心的存在として一三八九年には最も有望な教皇候補と目された。当時も続いていたアッチャイウオーリ家とナポリ王家との伝統的な絆から、アンジェロはラディズラーオ王の摂政役として一三九四年まで王国の統治に当り、その後もしばしばナポリ王関係の外交活動に従事した。教会大分裂解決を睨んだローマとアヴィニヨン両教皇の同時退位が失敗すると、アンジェロはグレゴリウスの宮廷から公会議開催予定地ピサへ逃亡したが、到着後間もなく死去。A. D'AD. DARIO, "Angelo Acciaiuoli", in *DBI*, vol.1 (1960), pp. 76-77; C. UGURGIERI DELLA BERARDENGA, *Gli Acciaiuoli di Firenze...*

(10) BARTOLOMEO ULIARI (?-1396) パドヴァ出身のフレンチェスコ会士、神学者。一三八一年アンコーナ司教。一三八七年フィレンツェ司教座へ転出。一三八九年十二月の枢機卿昇任に伴い、同司教座を退位。ボニファティウス九世の教皇使節としてナポリ王国へ派遣され、ガエタで死去。

(11) 一三七八年に公安を司る警護八人会 *Otto di Guardia di Balìa* が設立された。こうした機関は、暫定的な設立の後、次第に制度化された。

四 「領域国家」の政治と「コムーネ都市」の法伝統

「オリガルキア」体制の指導者となったのは、マゾ・デツリ・アルビッツィとその子リナルドであった。アルビッツィ家はグェルフ会に連なる保守支配層の領袖であったが、「オリガルキア」体制確立後のマゾはあらゆる面における権力の集中を目指し、これを息子リナルドが受け継いで、結果的に後のメデイチ支配体制を受け入れる社会基盤を創ることとなった。コムーネの実権は急速に少数の政治支配層に集中し、新しい政治エリート層が形成されていった。⁽¹⁾ 彼らによって、フィレンツェは「コムーネ都市」の枠組を越え、領域全体に一貫した支配を行う中央集権的な「領域国家」への道を模索し始める。伝統的な *commune* 以外に、*territorium communis Florentie*, *populus*, *respublica*, *dominium Florentium*, *Florentium regimen* 等と文脈に応じて様々な呼称を用い、フィレンツェの新しい政治体制の表現が試みられたのも、「アルビッツィ時代」と呼ばれるこの時期のことであった。⁽²⁾

一三八五年から一四二二年にかけて、フィレンツェは、

アレツツォ、ピサ、コルトーナ、リヴォルノといったトスカーナ地方の重要な諸都市を次々に獲得し、飛躍的に領土を拡大させた。十四世紀までのフィレンツェによる領域支配は、当時の都市行政制度と同様に、様々な支配関係が併存し、多元的な構造を持っていた。中世イタリアのコムーネ都市は一般にかなりの面積のコンタードを支配し、支配面積という点では一種の「領域国家」とも言えた。フィレンツェも基本的には十三世紀までに自己のコンタード支配を確立したとされる。しかし、その実態は複雑な形の間接支配で、支配都市フィレンツェが従属する小都市や農村のコムーネ又は封建領主達と個別に結んだ同盟から成り立ち、従属条件には大きなばらつきがあった。従属者達に大幅な自治が認められる一方で、フィレンツェは支配都市の諸特権を享受し、従属地域と支配都市の間に制度的な連続性は希薄だった。このような系統的繋がりを欠いた領域支配は、領土の拡大と共に行き詰まってくる。特に領土拡大政策の頂点を極めた一四〇六年のピサ征服は、伝統あるピサの都市ばかりでなく、その広大なコンタードまでもがフィレンツェの支配下に収まったことを意味したが、フィレンツェが長く独立を保っていたピサを従属させてそのコンタードにまで

支配を行き渡らせるには、新たな統治制度が必要であった。支配領域全体を覆う直轄的、中央集権的なシステムが企図され、都市的伝統に縛られていた既存制度の改革が着手される。今まで従属都市のコンタード行政官職は、その都市議会で選出した地元出身者によって占められていたのが、フィレンツェ出身者に置き換えられていく等、従属する都市や農村コムーネの自治権が急速に縮小されていった。⁽³⁾

こうした「領域国家」化は、フィレンツェの領内教会に対する態度にも大きな影響を与えた。しかも、当時は教会大分裂の最中で、ローマとアヴィニヨンの両教皇が少しでも多くの世俗権力を自陣営に引き入れようと相争い、教皇権の弱体化が甚だしく、イタリア世俗諸権力は領内教会問題について積極的に介入することが可能な状態となっていた。フィレンツェもこの機会を利用して領内教会の「領域国家」的管理に乗り出す。⁽⁴⁾

一四〇九年フィレンツェは、教会大分裂收拾のための公会議開催地として、征服間もないピサを提供した。このピサ公会議における教皇アレクサンデル五世の選出は、教会大分裂の終了どころか三教皇の並立という更なる混乱を招くだけに終わる。しかし、それまでローマを支持

していたフィレンツェはピサの新教皇をいち早く承認し、教皇選出後間もなく、リナルド・デッリ・アルビッツィその他が使節としてアレクサンデル五世の下へ送られた。新教皇への様々な要望の中には、フィレンツェ司教座の大司教座への昇格とそれに伴う領内の司教区境界線の変更という領内教会組織の大再編案が含まれていた。フィレンツェ領は、既にムーネ固有の支配領域と考えられていたフィレンツェ、フィエーゾレ両司教区（フィレンツェのコンタード）を遙かに越えて多くの隣接司教区へと広がっていたため、世俗行政上の境界と教会行政上のそれとは大きなズレが生じていた。前記二点の改革により、聖俗行政区分を整合して不都合を取り除くと共に、フィレンツェの領域支配を教会制度の中で合法化させようとしたのである。教皇及び領域内の各司教座の意向とは全く無関係に、フィレンツェの純粋な「領域国家」政策の発想から生じた欲求であった。フィレンツェ大司教座と共にプラート、サン・ミニアート二司教座を新設し、アレツツォ、ピストイア、フィエーゾレと併せて五司教座をフィレンツェ大司教の属司教とするという実に野心的なプランを、アレクサンデル五世は了承する方向にあったが、当時の政治事情と教皇自身の急死により、計画は

頓挫してしまった。しかし、教会大分裂終了後の一四一九年、教皇マルティヌス五世によって、フィレンツェは司教座から大司教座へ引き上げられた。属司教として認められたのはフィエーゾレとピストイアのみであったが、一応の成果を見ることができたのである。⁵⁾

このように聖界も含めたフィレンツェ領内全体の権力掌握を目指したアルビッツィ親子とその協力者たる政治エリート達は、支配体制に忠実な人物をフィレンツェ司教座に就ける必要性を強く意識していた。マルシーリのようなフィレンツェの威信を体現する人物よりも、更に直接的に自分たちの体制を代弁する「身内」の司教を欲したのである。一三九〇年から一四一一年まで、フィレンツェ人のオノフリオ・ヴィズドミニ⁶⁾、アラマンノ・アデイマリー⁷⁾、外国人のヤコポ・パツラディーニ⁸⁾、フランチェスコ・ザバレッツラ⁹⁾と比較的短期間に司教が入れ替わった後、新しく司教の座に就いたのは、アルビッツィ家と姻戚関係を結んで久しいコルシーニ家出身のアメリゴ・コルシーニ¹⁰⁾であった。更に、アルビッツィはフィレンツェ領内の他の司教座にも親族の者を座らせることを考え、ウベルテイーノ・デッリ・アルビッツィの司教位獲得を教皇に働きかけている。一四二〇年フィ

エーゾレ司教位の獲得に失敗した後、一四二六年ウベルティーンはピストイア司教となることができた。⁽¹¹⁾「領域国家」的観点から見て、ピストイア司教がこの時既にフィレンツェ大司教の属司教であったことも忘れてはならないであろう。

マーズ・デツリ・アルビッツィは、法制度面においても中央集権的「領域国家」政策を適用しようとした。一三五年のポデスタとカピターノ・デル・ポーポロの法令集以来途絶えていた新法令集の編纂が一四〇八年から一四〇九年にかけて行われた。五十余年の間にフィレンツェに生じた様々な変化に応じて夥しい数の法が作られており、その膨大な蓄積の中から体系的な法令集を編むためには、優れて政治的な取捨選択が必要であった。マーズを筆頭とした当時のフィレンツェ政界の中心人物達によって、法律家ジョヴァンニ・ダ・モンテグラナーロの編纂活動を監督、指導する委員会が構成されたのも、こうした政治性の優先を示している。一四〇九年十二月に作業の完成が報告された新法令集はフィレンツェで初の統一都市法令集であり、マーズの押し進めていた「領域国家」政策を反映した革新的な内容と形式を有していた。しかしこの都市法令集は、その余りの新しさ故に支

配層内部でも十分な支持を得られず、再改訂が決められた。長い改訂作業を経た後の一四一五年版は、一四〇九年版の革新性を受け継いでいるものの、コムーネ法伝統の要素も復活させた妥協的な内容と形式を取っている。

現在フィレンツェ国立古文書館には、両都市法令集について複数のマニユスクリプトが残されている。一四〇九年版には、領内の個々の教会、修道院、病院の諸特権とコムーネがこれらに対して有する諸義務を記した章が付随しているが、従来存在していた教会に関する諸規定は見当たらない。一方、一四一五年版にはこうした諸規定が復活し、司教選出規定も再録されている。⁽¹²⁾

「グイデイ伯家、アルベルティ伯家、パッツィ・デイ・ヴァルダノ家、ウベルティーン家、ウバルデイーニ家及びフィレンツェの都市、コンタード、ディストレットの住民の何者もフィレンツェ又はフィエーゾレの司教座に選出、昇任、転出されてはならず、：前述の何者かが何らかの方法で前述の司教座の何れかに任命されてはならない。また、前述の司教座の何れかに選出、任命、転出、及び何らかの方法で昇任された者は、それを受諾することもできないし、聞き届けてもならない。もし言葉においても事実においても受諾した場合、

受諾者本人、その父、祖父、父方の叔父、兄弟、…は、男系において制限なく、事実においても法においても、彼らがポポラーニであればマニャーティに、(既に) マニャーティであれば *supramagnates* と見なされ、受諾後、完全にマニャーティとして扱われる⁽¹³⁾」。

法文は、一四一五年都市法令集全体の性格を反映してか、ちぐはぐな印象を与える。既に現実的な脅威の薄れたグイディ伯家、アルベルティ伯家等の周辺領主家門の列挙は、コムーネ法の伝統を意識させるが、やや不自然である。処罰の対象として「受諾者」、つまり、司教の任命を受けた聖職者自身が含まれていることに驚かされるが、フィレンツェ世俗裁治権の優先を主張するものなのか明確ではない。全体的に見て、洗練されたラテン語法文であるものの、罰金等の処罰は記されず、教皇について言及もなく、具体性に甚だ乏しい規定内容となっている。当時教会法の分野で最も権威のあった法律家口レンツォ・リドルフィが、一四一四年に司教選出法に關して示した見解が残っているが、リドルフィは、フィレンツェ司教アメリゴ・コルシーニの親族が公職に就くことは可能かという疑問に対して、現状が公布時の事情に合致しない場合にその法は効力を失うという法理論に

即した事例であるとし、司教の親族の公職就任に問題はないと答えている⁽¹⁴⁾。では、不要と思われる司教選出法が何故再び都市法令集に収められたのか。

同法についての言及は一四二七年の *Provisione* 中にも見出すことができる⁽¹⁵⁾。この年フィレンツェは、大分裂終了後の教会再建を目指す教皇マルティヌス五世が派遣した教皇使節ジョヴァンニ・ヴィテッレスキとの交渉で、一四一五年都市法令集から「教会の自由に反する」全ての法規定を撤廃しなければならなくなった。その中で例外として残された三法の一つ目がフィレンツェ領内の聖職者に対するフィレンツェ人の優先規定、二番目が司教選出規定、最後は特定教会団体の權益に関する細かい規定である。交渉過程を検討していないが、教皇側が三法の残存を望んだとは思えず、フィレンツェにとっても第一規定以外に利益を見出すのが難しい。唯、第一、第二規定はどちらも伝統的コムーネ法であり(第一規定は既に「正義の規定」中に見出される)、残存理由の一つとして、コムーネの法伝統を尊重するため、象徴的な意味からこれらの規定が残されたと考えられることができる。コムーネの伝統を守る流れに支えられて、司教選出法は、一四一五年都市法令集に再録され、一四二七年にも廃止

されなかったのではないだろうか。

コムーネ都市の理念と伝統を色濃く残したフィレンツェでは、支配者層の中でも新しい政治の在り方に対する不信感が強かった。また、領土拡張と「領域国家」政策は財政的に大きな負担を伴うものであった。前述のピサに關しても、その征服に膨大な戦費を費やした上に支配維持にやはり相当な出費を必要としたため、既に大幅な赤字を抱えていたフィレンツェは益々深刻な財政危機に陥ることになった。こうした強引な拡張主義的政策について、フィレンツェの支配層内部でも非難が高まり、コムーネ的伝統に立ち返ろうという動きが強く見られた。アルビッツィ支配体制は、バリーア Balìa (非常時に全権を委任された特別議会) を頻繁に開いて意見の操作に努め、更に、より体制的な議会を目指して、一四一一年に二百人評議会 Consiglio dei Duecento を創設した。ところが、二百人評議会内でも反対派の力は押さえ難く、寧ろこの議会がアルビッツィ政治にブレーキをかけることもあった。⁽¹⁶⁾ こうした「伝統」勢力は、メデイチ時代に入ってから度々その支配体制を危機に陥れ、メデイチ家の代々の当主達を悩ますことになる。

十四、十五世紀フィレンツェにおける司教選出とその法規定

- (1) 政治構造の變化について Riccardo FUBINI, "Dalla rappresentanza sociale alla rappresentanza politica: alcune osservazioni sull'evoluzione politico-costituzionale di Firenze nel Rinascimento", in «Rivista Storica Italiana», 102-2 (1990), pp.279-301.
- (2) Riccardo FUBINI, "Classe dirigente ed esercizio della diplomazia nella Firenze quattrocentesca. Rappresentanza esterna e identità cittadina nella crisi della tradizione comunale", in *I ceti dirigenti nella Toscana del Quattrocento*. Comitato di studi sulla storia dei ceti dirigenti in Toscana. Atti del V e VI Convegno: Firenze, 10-11 dicembre 1982; 2-3 dicembre 1983, Monte Oriolo (Impruneta), 1987, pp.117-189 (in particolare, p.158).
- (3) 中央集権化の進行過程は地域偏差が大きいがこの時代の「領域国家」化が十六世紀トスカーナ大公国の「領邦国家」体制へ至る。Giorgio CHITTOLINI, "Ricerche sull'ordinamento territoriale del dominio fiorentino agli inizi del secolo XV", in ID. *La formazione dello Stato regionale e le istituzioni del contado*, 1979, Torino, pp.292-352.
- (4) 「領域国家」と教会の關係は、Giorgio CHITTOLINI, "Stati regionali e istituzioni ecclesiastiche nell'Italia centro-settentrionale del Quattrocento", in *La Chiesa e il potere politico dal Medioevo all'età contemporanea*, a cura di G.CHITTOLINI e G.MICCOLI, Torino, 1986 (Storia d'Italia Annali 9), pp.149-193. フィレンツェは教会大分裂開

始時にローマ教皇支持を表明したが、枢機卿ピエトロ・コルシーニ(二章注(12)参照)を通じて、アヴィニョン教皇との繋がりも断ち切らなかつた。

- (5) Giorgio CHITTOLINI, "Progetti di riordinamento ecclesiastico della Toscana agli inizi del Quattrocento", in *Forme e tecniche del potere nella città (secoli XIV-XVII)*, a cura di S. BERTELLI, Annali della Facoltà di Scienze Politiche, Università di Perugia, 1979-1980, pp.275-296. トスカーナ大公国成立後もこの政策は継承され、一六二二年にサン・ミニアート司教座、一六五二年にプラート司教座が創設される。

- (6) ONOFRIO VISDOMINI (?-?) アウグスティヌス隠修士会士。ヴォルテッラ司教。履歴不詳。ヴィズドミニ家(フィレンツェ司教座空位期の司教財産管理役)との関係も不明。S. SAMMIRATO, *Vescovi di Fiesole, di Volterra e d'Arezzo*, pp.160-162.

- (7) ALAMANNO ADIMARI (1362-1422) 両法博士。フィレンツェ聖堂参事会士から教皇庁書記官notarius apostolicusとなる。一四〇〇年フィレンツェ司教に任命されたが、先任司教オノフリオ・ヴィズドミニの留任を望んでいたコムーネ政府は、このことに抗議して新司教アディマリーのフィレンツェ入市を拒否し続けたため、翌年アディマリーはターラント大司教ヤコポ・パツラディーニと司教座を交換した。しかし、一四〇六年フィレンツェによるピサ征服直後にピサ大司教座へ転出。ピサ公会議に出席し、選出された教皇アレクサンデル五世に従う。

ピサ系の次教皇ヨハンネス二十三世の下で教皇使節として活躍し、一四一一年枢機卿へ昇任。教会再統一後も教皇マルティヌス五世の重要な外交任務を果たした。Edith PASZTOR, "Alamanno Adimari", in *DBI*, vol.1 (1960), pp.276-277.

- (8) JACOPO PALLADINI (?-1417) アブルッツォ地方テラモ出身。一四〇〇年ターラント大司教。フィレンツェからスボレート司教座へ転出。Angelo MERCATI, "Un vescovo fiorentino del primo quattrocento millenarista", in *Rivista di Storia della Chiesa in Italia*, 2 (1948), pp.157-165.

- (9) FRANCESCO ZABARELLA (1360-1417) パドヴァ出身。両法博士。公会議首位説の理論家として著名。フィレンツェが後押ししていた教皇ヨハンネス二十三世によつて一四一〇年にフィレンツェ司教に任命されるが、翌年枢機卿に任命されたため同司教座を退位。一三八三年にボローニヤで法学学位取得後、当時のフィレンツェ司教アンジェロアッチャイウオーリの司教代理を務め、フィレンツェ大学で教会法を講じる等、ザバレッラとフィレンツェは以前から繋がりがあった。Antonio ZABARELLA, "Francesco Zabarella a Firenze (il Cardinale Fiorentino)", in *Archivio Storico Italiano*, s.5, 22 (1898), pp.1-22.

- (10) AMERIGO CORSINI (c. 1370-1435) 一四一一年教皇ヨハンネス二十三世によつてフィレンツェ司教に任命。叔父ピエトロ(二章注(12)参照)に従つてアヴィニョン

教皇に仕え、ノルマンディ地方バイユーの大司祭職等を得てきたアメリカゴの司教就任をアルビッツィの思惑抜きに考へるとは難しい。一四一九年から初代フィレンツェ大司教。長い在位期間中、司教区聖職者との係争以外に目立った活動はなす。Renzo RISTORI, "Amerigo Corsini", in *DBI*, vol.29 (1983), pp.592-594; ID. "L'arcivescovo Amerigo Corsini e la sua controversia con il clero fiorentino (1427-1429)", in «Interpres», 1 (1978), pp.273-284.

(11) Rinaldo DEGLI ALBIZZI, *Commissioni di Rinaldo degli Albizzi per il Comune di Firenze dal MCCCXCIX al MCCCXXXIII*, ed. C. GUASTI, Firenze, vol.1 (1867), pp. 301, 329, 345, 355; vol.2 (1869), p. 486, 596.

(12) 一四一五年都市法令集は当時のイタリア他地方に類のない総合的なもので、以後、変更追加が行われつつも共和国時代を通じて使用された。Statuta Populi et Communis Florentiae publica auctoritate collecta castigata et praeposita anno salutis MCCCXXV, Freiburg, 1778-1783, 3voll. 一四〇九年と一四一五年法令集の編纂については R. FUBINI, "Classe dirigente...", pp.158-163; G. GUIDI, *Il governo...*, pp.62-73. 当時の法制上の変化については Andrea ZORZI, *L'amministrazione della giustizia penale nella Repubblica fiorentina. Aspetti e problemi*, Firenze, 1988, pp.1-63.

(13) *Statuta Populi et Communis Florentiae...*, vol.1, p.262 (Liber Tertius, Rubrica XLVI).

(14) R. BIZZOCCHI, *Chiesa e potere...*, pp.204-205.
(15) ASF, Provisionsi, 117, cc.35r-36r.
(16) R.FUBINI, "Dalla rappresentanza sociale...", pp.292-299.

五 メデイチ時代

一四三四年十月、リナルド・デッリ・アルビッツィが失脚し、前年国外追放に処されていたコジモ・メデイチがフィレンツェへの帰還を果たした。いわゆるメデイチ支配時代の始まりである。しかし、この支配者の交代は、アルビッツィ家が推進した権力集中政策に基本的な変更をもたらすものではなく、むしろ、その政治路線を、コジモ、そして孫のロレンツォが継承、発展させていったと言える。メデイチもバリーアの操作を常套手段とし、アルビッツィが体制強化を狙って創った一四一年の二百人評議会は、コジモ時代の一四五八年に創設された百人評議会 Consiglio dei Cento へ受け継がれ、ロレンツォによる一四八〇年の七十人評議会 Consiglio dei Settanta の設立へと至る。コムーネの伝統と結び付いたポデスタとカピターノ・デル・ポーポロの両評議会は隅々へ追いやられた。⁽¹⁾

教会政策についても、メデイチはアルピツツイ路線を受け継ぎ、より大胆に展開させた。コジモの帰還から半年も経たない一四三五年三月、アメリーゴ・コルシーニが亡くなり、フィレンツェ大司教座がほぼ二十五年振りに空位となった。同年八月、フィレンツェの議会は司教選出法の一時停止を認めるといふ *Provisione* を可決し、フィレンツェが同国人大司教を希望していることを示した。⁽²⁾

当時の教皇エウゲニウス四世はローマを追われ一四三四年六月からフィレンツェに亡命中であった。フィレンツェがバーゼル公会議で教皇としての正当性を否定され苦境にあつたエウゲニウスを支持し、経済的な援助を行つたこともあつて、エウゲニウスはポローニヤ滞在を間に挟んで結局一四四三年までフィレンツェに滞在することになる。教皇は自分の側近ジョヴァンニ・ヴィテッレスキを新大司教に任命した。ヴィテッレスキはマルティヌス五世の教皇使節時代からフィレンツェでは馴染みの人物であつた。このヴィテッレスキのフィレンツェでの滞在先が常にメデイチの館であつたように、彼とコジモ・デ・メデイチは親しい間柄にあつた。聖職者というよりは有能な軍人且つ政治家であつたヴィテッレスキ

は、短いフィレンツェ大司教在位中も教皇の軍事、行政活動に忙しく、大司教区の運営は殆ど代理人の手に委ねられた。一四三七年大司教職を継いだルドヴィーコ・スカランピも、全ての面でヴィテッレスキの後継者であり、やはりコジモ・デ・メデイチと親しかつた。ヴィテッレスキもスカランピもフィレンツェ人ではなかつたが、コジモに不都合をもたらすような人選ではなかつた。二人の大司教就任はメデイチと教皇との間の政治的な妥協の産物だつたのである。

しかし、一四三九年十二月、やはり教皇の側近の一人であつたバルトロメオ・ザバレツラが⁽⁵⁾大司教に任命された直後、司教選出法を五年間停止するといふ *Provisione* が可決される。法文には「フィレンツェ及びフィエゾレの司教座は(フィレンツェの)都市、コンタド、ディストレットの人間の中から任命されることを欲して」と明記された。⁽⁶⁾ コジモ・デ・メデイチとザバレツラの関係は余り良好でなかつたといわれる。

更に、エウゲニウス四世との仲が悪化した一四四四年八月には、教皇に対抗するように一連の「反教会」的な法がバリアーアによつて可決され、その中にフィレンツェ人司教選出禁止法を廃止するという項が見い出される。⁽⁷⁾

この決議が強行手段的なものであったのは、通常の *Provisione* でなく、バリアアの法であることから想像できる。「反教会」諸法は教皇の激しい抗議を受け、一四四七年、今度は *Provisione* によって撤廃された。⁽⁸⁾

ところが、フィレンツェ人司教選出禁止法廃止の項のみは、唯一の例外として存続を許される。この廃止の再確認は、フィレンツェ人がフィレンツェ大司教職（とフィエーゾレ司教職）を務めるという「国家」優先の原則を、教皇もフィレンツェも公式に了承し合ったことを意味する。コムーネの伝統的な司教選出法は消え、フィレンツェ人の大司教、司教就任に対する法的障害は永久に取り除かれた。とはいえ、現実にメデイチ体制がフィレンツェ大司教の選出を支配するには、まだ時間が必要であった。

一四四五年八月、バルトロメオ・ザバレラの死去に伴い、フィレンツェは後継司教候補として、まずピストリア司教ドナート・デ・メデイチ、次にコジモ・デ・メデイチと親しいジョヴァンニ・ネローニを強く教皇へ推した。メデイチ家が司教権の管理支配をより確かに行うため、できる限り身内に近い人物の任命を要求したのは明らかであった。⁽⁹⁾

エウゲニウスは容易に決断を下さず、翌年一月ようやくアントニーノ・ピエロツィを大司教に任命した。当時既に著名な聖職者で、後に列聖（一五二三年）されるこのドメニコ会厳守派の修道士は、一三八九年に公証人の息子として生まれたフィレンツェ人であったが、メデイチ支配体制の望んでいた司教像とは大分異なっていた。従来アントニーノについては、コジモ・デ・メデイチを最大の後援者とするサン・マルコ修道院の院長であったにもかかわらず、メデイチ体制に従属的な態度をとることなく、常に貧しいものの味方であった等、その清廉な人柄と反体制的言動が強調されてきたが、そればかりでなく、彼は、ナポリの修道院の規律改革指導者、教皇庁控訴院 *Sacra Romana Rota* 裁判官、ドメニコ会厳守派のトスカーナ管区長といった行政、法律面の仕事において高い能力を示していた。エウゲニウスはアントニーノの教皇庁控訴院裁判官時代に面識があり、人物性と共にその実務的な手腕を認めていたようである。しかも、アントニーノはフィレンツェの事情に通じながら、地元在俗教会と直接関係なく、教皇権に忠実なドメニコ会士であった。メデイチの介入を抑え、教皇の監督下において司教権を再建させようと望んだエウゲニウスに

とつて、アントニーノの存在は貴重であった。実際、アントニーノは、教皇の期待に答えて、一四五九年の死去までフィレンツェ大司教の権威と自立を守り抜いたが、それは専ら彼の個人的資質によつて成し遂げられたことであり、司教権自体の復権に繋がるものではなかつた。⁽¹⁰⁾

一方、コジモ・デ・メディチも、容易に体制的大司教を生み出せる程安定した支配基盤を築いていたわけではなかつた。オルランド・ボナルリ⁽¹¹⁾の短い大司教在位後、一四六二年に後を襲つたジョヴァンニ・ネローニ⁽¹²⁾こそは、先にも挙げたようにコジモに最も近い人間の一人であり、最初のメディチ体制内出身の大司教となる筈であつた。ところが、コジモの死後、一四六六年にネローニはルカ・ピッティが企てた反メディチの陰謀へ加わり、その失敗後ローマへ亡命したまま一四七三年に同地で没することになる。首謀者ルカ・ピッティ自身がコジモ体制を支えた主要人物の一人で、コジモの死後に今度は自分が政治主導権を握ろうとして陰謀を企てたように、当時のメディチ支持者達はコジモの個人的な友人としての性格が強く、臣下としてメディチ家に従う考えはなかつた。ルカ・ピッティの事件は、コジモ時代におけるメディチ支配体制の脆弱さとコムーネ都市の共和制的伝統に支え

られた有力市民層の強さを改めて明らかにしたものであつた。

これに対して、祖父コジモ、父ピエロの経験を見て育つたロレンツォは、性急とも思える強引な権力集中政策を押し進め、支配の強化に力を注いだ。一四七四年、ロレンツォは、全く私益に基づいた選択を、教皇とフィレンツェ支配層に強いて、彼の妻クラリーチェの兄弟リナルド・オルシーニ⁽¹³⁾のフィレンツェ大司教就任を実現させた。フィレンツェ有力層は別の人物を推していたが、ロレンツォは、独裁的な権力をより強固にするために、自分の身内の大司教を必要としていた。寧ろ、非フィレンツェの方が都合が良かったとも言える。更に、ロレンツォにとつて重要だったのは、オルシーニ家がローマでコロンナ家と並ぶ由緒ある貴族家門であり、教皇庁内においても常に大きな勢力を誇っていたことである。大司教はローマに居住してフィレンツェと教皇庁の仲介役を期待され、大司教区の運営は、ロレンツォの管理下、代理人の手に委ねられた。⁽¹⁴⁾

このようなローマ在住司教はオルシーニだけでは無い。十五世紀後半、教皇の中世的、普遍的権威が失われる一方で、そのイタリア世俗政治に占める重要性はむしろ増

大しており、司教が地元権力の意向を受けてローマに居住しながら対教皇外交活動を展開するケースが増えていた。⁽¹⁵⁾更に、教皇庁組織が整備されて枢機卿の地位が益々高まったことで、世俗権力者達は、司教のみならず、教皇庁の中枢を占める枢機卿を自分たちのスポークスマンとすることによって、より直接的な利益を獲得しようとした。⁽¹⁶⁾

多くの世俗権力者達が、彼らの年若い子弟のために枢機卿位を獲得しようとして奔走した。ロレンツォ・デ・メディチも身内からの枢機卿の創出を目指す。一四七三年に教皇シクストゥス四世の甥ピエトロ・リアーリオ⁽¹⁷⁾のフィレンツェ大司教就任をロレンツォが承認したのも、教皇から弟ジュリアーノの枢機卿位を獲得するための一策であった。ロレンツォは一四七五年にも、それまで難色を示していたフランチェスコ・サルヴィアーティのピサ大司教就任を認める引き替えとしてシクストゥス四世に提示した三つの条件中に、ジュリアーノの枢機卿任命を含めている。⁽¹⁸⁾その後シクストゥス四世との関係が急激に悪化したため計画は中断を余儀なくされたが、一四八九年、メディチ家に友好的な教皇インノケンティウス八世の手から、ロレンツォはまだ幼い息子ジョヴァンニの

ために念願の枢機卿位を獲得したのだった。メディチ家の「一族の枢機卿」の誕生である。⁽¹⁹⁾

ロレンツォの苦心は無駄ではなかった。若き枢機卿ジョヴァンニは一五一三年に教皇レオ十世となり、ジュリアーノの庶子で自分の従兄弟に当たるジュリオをフィレンツェ大司教及び枢機卿に任命した。このジュリオが一五二三年に即位してクレメンス七世となる。ロレンツォの死から二年後の一四九四年に、メディチ家はフィレンツェから追放された。しかし、レオ十世、クレメンス七世の両教皇の力によって、十六世紀にメディチ家は祖国へ一度ならず二度までも帰還することができるのである。

(1) R. FUBINI, "Dalla rappresentanza sociale...", pp.299-301.

(2) ASF, Provisioni 126, c.163 r-v.

(3) GIOVANNI VITTELESCHI (?-1440) 当時コルネート(タルクイニア)を支配していた一族の出身。教皇庁書記官。一四三〇年レカナーティ司教。一四三五年アレクサンドリア総大司教、フィレンツェ大司教。一四三七年枢機卿に任命され、ローマで並ぶ者のない権力者となるが、一四四〇年三月投獄、四月に死去又は殺害される。

(4) LUDOVICO SCALAMPI (1401-1465) 出自は不明。エ

ウゲニス四世の庇護を受け、ヴィテッレスキの後任となった後、引き続き歴代教皇の下で軍事、行政活動を担当する。一四三五年ダルマチアのトラウ司教。フィレンツェ大司教から一四三九年にアケイレリア総大司教、一四四〇年枢機卿。一四五七年トルコとの海戦の勝利が有名。コジモはスカランピの枢機卿昇任を助力している。
D. PETERSON, "An Episcopal Election...", p.308.

(5) BARTOLOMEO ZABARELLA (?-1445) フランチェスコ・ザバレッラ(四章注(9)参照)の甥。両法博士。パドヴァ司教座聖堂参事会大司祭、教皇庁書記官、一四二八年ダルマチアのスピリト大司教。教皇の側近の一人で、教皇使節としてドイツ、フランス、スペイン等に派遣された。

(6) ASF, Provvisioni 130, c.271r-v. 及び Provvisione di A. PANELLA, "La guerra degli Otto Santi...", p.49 に収録されている。

(7) ASF, Balìa 26, c.55r.

(8) ASF, Provvisioni 138, cc.112v-113r.

(9) D. PETERSON, "An Episcopal Election...", pp. 300-304. 一四三〇年ダナートはウベルティーン・デシリ・アルビッツィに代わってピストイア司教となった。ジョヴァンニ・ネローニは五章注(12)を参照。

(10) D. PETERSON, "An Episcopal Election...", pp.315-325.

(11) ORLANDO BONARLI (1399-1461) 前任者アントニーノ同様ボナルリもフィレンツェ支配層の出身ではなご。ボローニャで法律の学位を取得。同地とフィレンツェで

法律を教えた後、一四五〇年頃ローマへ移り、聖職位を得た。法律の実務能力を買われて、一四五一年に教皇庁控訴院裁判官。フィレンツェ大司教就任から二年足らずで死去。ボナルリにアントニーノのクリスマはなかったが、実務能力の点では後継者と言えらる。LAURO MARTINES, "Orlando Bonaril", in *DBI*, vol. 11 (1969), pp.587-589.

(12) GIOVANNI NERONI (?-1473) ジョヴァンニは兄弟デイエーティサルヴィと共にコジモの最も忠実な協力者として政治支配層の中核に入った。一四三八年フィレンツェ司教座聖堂参事会士。一四五〇年ヴォルテッラ司教。S.AMMIRATO, *Vescovi di Fiesole, di Volterra e d'Arezzo*, pp.169-172.

(13) RINALDO ORSINI (?-1510) 教皇庁書記官。兄弟バツティスタは枢機卿。ロレンツォ・デ・メディチは息子。ピエロもオルシーニ家の娘と結婚させ、オルシーニ家との結び付きを深めた。

(14) R.BIZZOCCHI, *Chiesa e potere...*, pp.215-217.

(15) Adriano PROSPERI, "La Figura del vescovo fra Quattro e Cinquecento: persistenze, disagi e novità" in *La Chiesa e il potere politico...*, pp.219-262.

(16) Adriano PROSPERI, "«Dominus beneficiorum»: il conferimento dei benefici ecclesiastici tra prassi curiale e ragioni politiche negli stati italiani tra '400 e '500", in *Strutture ecclesiastiche in Italia e in Germania prima della Riforma*, a cura di P.PRODI e P.JOHANEK, Bologna, 1984

(Annali dell'Istituto italo-germanico. Quaderno 16), pp.51-86.

(17) PIETRO PIARRO (c. 1446-1474) フランチェスコ会士。シクストゥス四世はこの甥を寵愛し、一四七一年の教皇即位直後、トレヴィーゾ司教、更に枢機卿に任命。その後も短期間に、コンスタンティノーブル総大司教座、セヴィリア大司教座、フィレンツェ大司教座などを次々と与えたが、ピエトロは若年で死去した。

(18) 残る二条件中の一つは、フィレンツェ共和国政府の了解なしに同領内の如何なる司教及び大司教の任命も行つてはならないというもので、一四七六年の小勅書によって教皇の承認を受けた。「領域国家」の聖界における主権の伸張を示していると言えよう。Riccardo FUBINI, "Ficino e i Medici all'avvento di Lorenzo il Magnifico", in «Rinascimento», s.2, 24(1984), pp.3-52 (in particolare, p.42, n.90)

(19) Roberto PALMAROCCHI, "Lorenzo de' Medici e la nomina cardinalizia di Giovanni", in «Archivio Storico Italiano», 110 (1952), pp.38-54. 祖父ロシモもピサ大司教フィリッポ・デ・メデイチのために枢機卿位を獲得しようとしたが、その目的は家の名誉やフィレンツェ支配層内部での威信を得るものが主であった。Michele LUZZATI, "Filippo de' Medici arcivescovo di Pisa e la vista pastorale del 1462-1463", in «Bollettino Storico Pisano», 33, 35 (1964-1966), pp.361-408.

六 おわりに

十四世紀のゲルフィズモ時代、フィレンツェの司教達は、ムーネ権力の管轄圏外に、教会政治の舞台で幅広く活動していた。しかし、十四世紀末から十五世紀初頭にフィレンツェが「領域国家」化、「主権国家」化し始め、教皇に対抗して司教権の管理に乗り出すと、司教選出は「国家」と教皇の二権力間の極めて世俗的な政治上の駆け引きの場となった。メデイチ時代に入ってアントニーノ・ピエロツツイの個人的努力を最後に司教権に対する信用が失われた後、ロレンツォ・デ・メデイチの権力掌握と教皇のイタリア世俗権力化によって、フィレンツェとローマの関係は一層直接的なものとなり、大司教はメデイチ支配を補佐する二次的な存在となった。フィレンツェ大司教がイニシアティヴを発揮する機会は殆どなくなり、ロレンツォの死後にフィレンツェを揺るがしたサヴォナローラの活動もローマ在住の大司教オルシーニに何ら積極的な役割をもたらすことはなかった。更に、十六世紀初頭の教皇レオ十世の即位によって、ローマからメデイチのフィレンツェ支配が行われるという一種の逆転現象まで引き起こされた。

司教が新たな重要性を得るには、世紀後半のトリエン
ト公会議時代を待たなければならぬ。この時代に司教
の司教座定住が強く求められ、司教は司教区の運営に専
念することで再びその権威を回復していく。しかし、そ
れは教会下部組織と教皇の間を繋ぐ聖界高級官吏として
の権威であり、その存在は基本的に聖界内に留まるもの
であつた。司教選出が世俗権力の強い関心を呼び起す
ことはなくなるのである。

〔付録〕 ファイレンツェ司教 一三〇一―一五三三（二四九大司教）

*はファイレンツェ人

アントニオ・デツリ・オルシ*	一三〇一―一三三二
フランチェスコ・シルヴェストリ	一三三三―一三四一
(ファイリツポ・デツラ・アンテツラ*)	
アンジェロ・アツチャイウオーリ*	一三四二―一三五五
フランチェスコ・アツティ	一三五五―一三五七
ファイリツポ・デツラ・アンテツラ*	一三五七―一三六三
ピエトロ・コルシーニ*	一三六三―一三七〇
アンジェロ・リカーゾリ*	一三七〇―一三八三
アンジェロ・アツチャイウオーリ*	一三八三―一三八五

バルトロメーオ・ウリアーリ	一三八五―一三九〇
オノフリオ・ヴィズドミニ*	一三九〇―一四〇〇
アラマンノ・アディマリー*	一四〇〇―一四〇一
ヤコボ・パツラデーニ	一四〇一―一四一〇
フランチェスコ・ザバレツラ	一四一〇―一四二一
アメリカゴ・コルシーニ*	一四二一―一四三三
ジョヴァンニ・ヴィテツレスキ	一四三三―一四三七
ルドヴィーコ・スカランピ	一四三七―一四三九
バルトロメーオ・ザバレツラ	一四三九―一四四五
アントニーノ・ピエロツツイ*	一四四五―一四五九
オルランド・ボナルリ*	一四五九―一四六一
ジョヴァンニ・ネローニ*	一四六一―一四七三
ピエトロ・リアーリオ	一四七三―一四七四
リナルド・オルシーニ	一四七四―一五〇八
コジモ・パツツイ*	一五〇八―一五二三
ジュリオ・デ・メデイチ*	一五二三―一五三三